

資 料 編

計画策定の経過

年 月 日	項 目	概 要
平成 28 年 6 月～7 月	岩見沢市地域福祉計画策定委員会委員選出	
8 月 1 0 日	第 1 回岩見沢市地域福祉計画策定委員会	・計画策定の趣旨について説明 ・アンケート調査について意見交換
9 月 1 6 日～ 9 月 3 0 日	岩見沢市地域福祉計画策定のための 市民アンケート調査	1,472 名回答 (回答率：49.1%)
1 1 月 2 8 日	第 2 回岩見沢市地域福祉計画策定委員会	・アンケート実施結果の報告 ・意見交換
1 2 月 2 7 日	第 3 回岩見沢市地域福祉計画策定委員会	・具体的な施策について ・計画素案とパブリックコメントについて意見交換
平成 29 年 2 月 6 日～ 2 月 2 0 日	岩見沢市地域福祉計画策定のための パブリックコメント	岩見沢市ホームページへ掲載 提出意見：8 件
2 月 2 8 日	第 4 回岩見沢市地域福祉計画策定委員会	・計画(案)意見交換
3 月 2 9 日	第 5 回岩見沢市地域福祉計画策定委員会	・計画(案)決定
3 月 2 9 日	岩見沢市地域福祉計画完成	・策定委員長及び副委員長から市長への報告

岩見沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第4条及び第107条に基づき、岩見沢市における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加の促進等を一体的に定める計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しを目的として、岩見沢市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定及び見直しに関し必要な事項について調査及び検討を行い、地域福祉の推進のための福祉施策を効率的かつ効果的に進めるため必要となる事項等について協議し、本市に対して適切な助言を行うものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 福祉関係団体、自治組織、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者

(3) 公募により選任された市民

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定又は見直しの完了時までとする。

4 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長と協議するものとする。

(運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

6 策定委員会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(平成28年6月1日岩見沢市告示114号)

岩見沢市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

No.	選出区分	氏 名	所 属
1	有識者	◎齋藤 硯三	元岩見沢市教育研究所 所長
2		○佐藤 恵三	前駒沢看護専門学校 校長
3		堀 利幸	岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会 会長
4	福祉関係団体、 自治組織、 その他市民団体 等の代表	高松 孝行	岩見沢市社会福祉協議会 会長
5		内海 泰子	岩見沢市ボランティアセンター 運営委員長
6		山本 博光	岩見沢市老人クラブ連合会 会長
7		梅田 絹子	岩見沢市民生委員児童委員協議会 会長
8		石合 義則	岩見沢市町会連合会 副会長
9		鎌田 清美	岩見沢市保健推進会 理事
10		中村 尚武	健康と福祉を高める市民会議 委員長
11		東海林 公子	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議 代表
12		湯澤 真吾	岩見沢市生活サポートセンター センター長
13		北市 宗三	岩見沢商工会議所 副会頭
14		土田 雅満	岩見沢市校長会 会長
15	公 募 委 員	橋本 啓子	
16		佐藤 昌子	
17		高岡 いづみ	

これからの岩見沢市の地域福祉の推進のために～策定委員それぞれの思い～

委員長 齋藤 硯三

住みなれた地域で、共に支え合い、助け合いながら、いつまでも健康で安心して暮らしたいという、市民一人ひとりの願いの実現を目指す「岩見沢市地域福祉計画」が完成しました。

少子高齢化や核家族化、人口減少が進む中、障がいのある人もない人も、病気の人も健康な人も、生活に困っている人も子供からお年寄りまで、全ての市民がその人らしく豊かで充実した生活を送ることができるようになるには、市民自身の努力(自助)はもとより、地域に住む人々相互の助け合い(互助)と公的サービス(公助)の連携と充実が不可欠です。

本計画は、自助、互助、公助の連携が円滑に進められるよう、岩見沢市がこれまでに定めた、「岩見沢市健康増進計画」、「岩見沢市障がい者福祉計画」、「岩見沢市子ども・子育てプラン」などの保健福祉関連計画に基づく施策が、市の各部局及び社会福祉協議会などの福祉諸団体、市民と連携しながら、総合的に進められることを目指す計画です。

このような本計画の意図が、岩見沢市民一人ひとりに理解され、共有されることによって、「福祉サービスが利用しやすい仕組みづくり」「地域の社会資源を育む環境づくり」「福祉活動への参加が活発な地域づくり」が進み、本計画の基本理念「人もまちも元気で健康に～だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせるまちを実現します～」が達成されるよう、市民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の作成に参画いただいた、福祉活動の推進に当たっている方々や地域諸団体の方々をはじめとする委員の皆様、アンケートに協力していただいた市民各位、パブリックコメントをお寄せいただいた方々、様々なアドバイスと資料の提供をいただいた市の関係部署の皆様、そして率先して作成作業をリードしていただいた事務局の皆様に厚くお礼申し上げます。

副委員長 佐藤 恵三

昭和27年7月、東京都の小学校に通う知的障害のある子どもの3人の母親が、就学できずにいる親達(当時は、知的障害児に対して就学免除や就学猶予があった)やわが子の将来を心配する親達に、悲しみを克服し、この子らのために新しい未来を切り開きたいという願いから「ともに手をつなぎ合いわが子の幸せを」と「精神薄弱児育成会」(別称、精神薄弱児を守るために「手をつなぐ親の会」)を結成しました。(現在、「全国手をつなぐ育成会連合会」北海道では、昭和30年8月に「北海道精神薄弱児育成会」が結成され、岩見沢市では、昭和35年10月に特殊学級に通う子の親達と担任の先生方が集まり「岩見沢市手をつなぐ育成会」が結成されました。

親達の「わが子が将来に生きるうえでの必要な教育を」「わが子にも人権と幸せを」という願いを実現するために、学習会を開催、他の育成会との活動交流を実施、小・中学校の特別支援学級の活動への支援と助成を行ってきています。

また、義務教育終了後の子ども達の生活の場として、岩見沢市で最初の知的障害者通所事業所の開設、重度の利用者対応の共同作業所を開設しました。(現在、市内には数多くの事業所、作業所がある)その後、両方を統合した多機能事業になっています。

手をつなぐ育成会の60数年に及ぶ活動で、知的障害児の教育を受ける権利(全員就学)を勝ち取り、働く場を広げ、いろいろな生き方を選択できるように少しずつなってきました。しかし、これらは、簡単に手に入れられたわけではなく、権利や制度の拡充のためには、声高らかに主張し、運動を推進していかなければ得られませんでした。

親達の最大の不安や悩みである「親亡き後」については、まだまだ多くの課題が残っています。今でも障害者年金と事業所や共同作業所から得られる工賃(月額1～2万円程度)では帰宅後や余暇で使えるお小遣いはわずかです。また、高齢化してグループホームに入所したり、病気等に罹ったりしたときの費用などを考えると心配になります。

知的障害のある人達が安心して地域生活を継続していくためには、「一生涯にわたる支援の仕組み」が必要です。ところが、「どこ」の「だれ」が「どういう支援」を行なっていくのかというと総体的にまだまだ地域資源が不足しています。そして、その資源についても福祉、教育、労働、医療、行政などが一体化して、支援を必要とし、求めている人達に対して十分なサービスが提供できるようにする必要があります。

このようなことから、この岩見沢市地域福祉計画の策定を契機として、より具体的な実施計画につなげ、障害のある人が、障害の程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域の中で、自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、地域の方々とともに暮らすことが出来るようになることを期待しています。

有識者 堀 利幸

今回の計画では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、町会・自治会など市民と連携し、協働して福祉施策の推進に当たることを大切にしています。

私たちの日常は、住んでいる地域で助け合い、支え合って暮らしています。「向こう三軒両隣」という「隣人同志」と、「同じ地域に住む」という「地縁社会」のつながりがベースになります。

身近な地域活動に取り組んでいる町会・自治会に期待しながら、地域の一員として協力していきたいですね。

岩見沢市社会福祉協議会 会長 高松 孝行

社会福祉法に規定される地域福祉計画では、そこに住む地域住民が地域実態を共有の上で、目指す福祉水準について合意形成するための行政計画とされています。

しかし、従来の福祉サービスの枠を超えた支援（孤立解消や就労など）等も守備範囲に入ってきており、主体と期待される住民に地域の生活課題を把握し、解決に結び付く「地域力」が求められますが、少子・超高齢社会・人口減少の進行している中で、地域における「担い手不足」という今日的現実をどのように解消していくかが重要課題となっています。

2016年3月の改正社会福祉法並びに一億総活躍社会に向けて取り組みを進めるために社会福祉法人に対する期待として、地域共生社会実現のために地域住民が地域課題を他人ごととせず主体的に解決を試みるために、総合的な人材育成が欠かせません。

その体制づくりにも社会福祉法人が果たす役割が大きいとされていることに注視しなければいけません。

これまで幾度となく社会福祉協議会が地域福祉推進の中核組織として位置づけられ「社協の危機」に遭遇してきていますが、その危機状況を乗り越えて今日に至っています。今後より一層地域福祉の推進主体の社会福祉協議会として、これまで福祉ととらえた範囲での活動でなかったものも、地域をよくしたいと願っている地域住民の活動も柔軟に取り込み活動する考え方、その機会を作り出し、地域課題解決につなげる社協づくりが大切なことで、これまでも増して住民福祉活動と連携・協働する活動の推進、社会貢献の場づくりが求められています。

地域福祉の推進役として社会福祉協議会としては、組織全体での人材育成として、職員体制（専門職・プロパー育成）の構築と人事管理、長期的視野に立った多様な福祉活動を推進するための財源の構築に努めることが重要です。

地域福祉推進の要となる「現場力」を強め高めるために、ボランティア活動に取り組む人々の相談者として、年代的に隙間のないリーダー育成と活動者増強につとめることが求められています。

少子・高齢社会での「支え合い、ともに生きる、住みよい地域づくり」には、その現実を踏まえ、要求する時代感覚から健康体である限り年齢を問わず支援・協力・相談・ボランティアとして参画する市民感覚の育成、市民総参加の地域社会づくりを追及していきたいと思います。

現実社会は、ボランティアサービス利用希望者が増加する中で、ボランティア活動参加者の高齢化と若年層の福祉活動参加者が減少していること、日本社会を支えてきた無償ボランティア活動が難しい経済社会になっていることを踏まえ、次世代を支えるボランティア活動の担い手育成、参加し活動が継続できる社会の仕組みづくりに、行政・社協・市民一体となった取組みが求められています。

岩見沢市ボランティアセンター 運営委員長 内海 泰子

ボランティアの担い手の減少は深刻な問題ですが、解決策としては、行政との連携が必須ではないかと思っています。何故なら、今後災害を想定した時に災害ボランティアセンターは、行政単独でも、社協ボランティアセンター単独でも出来ません。

ですから、現在行政へ登録している災害ボランティアの名簿を共有することによって、災害に対しての講習会・研修会は行政・社協ボランティアセンター共同で行い、ボランティアの育成は社協ボランティアセンターで行う。そして、常にボランティアセンターのボランティアとして活動してもらうことによって、ボランティアとしての条件・決まりごとが身につく、資質向上にもつながり、ボランティアとして市外へ出た時にもスムーズな活動が出来るのではないのでしょうか。

市民のみなさん、ボランティアセンターへ一度足を運んでみて下さい。探し物が見つかるかもしれませんよ。

岩見沢市老人クラブ連合会**会長 山本 博光****【地域の老人福祉について】**

現在、各町会・自治会で高齢者の見守りについて、町会・自治会、民生委員・児童委員、各単位老人クラブが、それぞれの団体の目的で動いているが、横の連絡、情報の共有があまりないのではないかと思います。

町内会・自治会の会員の高齢者は全員加入とし、高齢者のつながりの強化により、高齢者が、高齢者を見守る活動を進め、その地域に必要な、高齢者部（老人クラブ）の設置が必要ではないかと思います。

【現在の老人クラブの状況について】

現在、各単位老人クラブの中で、役員のなり手不足や、65歳～75歳の若い会員不足から、会員数の激減が続き、毎年311人、6年で1,867人と1/4が減りました。

また、80歳以上と80歳未満がそれぞれ50%で減少は加速状況であります。

このような状況から、高齢者であっても本来の地域に貢献し、必要とされる目的に向かって行けないクラブが散見されるようになり、今から早く対策が必要と考えます。

その対策の一つが、各町会・自治会に組み入れていただき、地域の老人福祉の一翼を担う役割を持たせてもらうことが必要ではないかと思います。

【地域での役割】

1. 高齢者の孤立の防止：高齢者の話し相手には高齢者が最適

2. 一人暮らしの見守り：会員同志顔なじみで最適

3. 除雪の手伝い

4. 健康の相談（病院談義）

※これらのことは老人クラブも取り組んでおりますが、会員に限られております。

以上、これらは各々の関係団体のみでの取組みは難しいため、市が地域福祉及び老人福祉という大きな枠組みで仲介する必要があると考えています。

岩見沢市民生委員児童委員協議会**会長 梅田 絹子**

民生委員は、地域住民が安心して、できる限り地域で生活を営む事が出来るよう地域福祉の増進に努めております。

住民のもっとも身近な相談者として、それぞれの担当区域において、住民の生活上の相談に応じ、行政・関係機関への「つなぎ役」として支援活動を行っております。まだまだ、地域に民生委員の存在が周知されていないことを、よく耳にしますので、今後、民生委員の存在・活動内容のPRに努めたいと思います。

また、民生委員は、昭和23年に児童福祉法が施行されたことにともない、自動的に児童委員を兼ねることになっております。最近の児童問題は、複雑多様化の傾向にあり、地域に根ざした活動ができる、児童委員に対して期待もされております。児童委員は、民生委員よりも住民に周知されてないように感じております。

岩見沢市民生委員児童委員協議会では、子育て支援として、15ヶ所の会場にて親子広場（0歳から3歳までの親子）を開催、主任児童をはじめとし、児童委員・保健推進員・地域ボランティアが協力し合い、地域ぐるみで子育て支援活動を実施しております。

これから地域福祉の増進のために、支援を必要とする人々を、地域住民とともに支え合い、いつまでも安心して住み続けられる地域づくりを推進して参りたいと思っております。

岩見沢市町会連合会**副会長 石合 義則**

本計画が「福祉政策」の更なる効率化につながることを期待します。

「自分の身は自分で守る」という原点がややもすると「他力本願」になっているのが、一般的な傾向。

自分だけは大丈夫と楽観的になっています（願っているだけ）。

これは当地区（市）幸いにして大きな災害等がないことも一因しています。

少子高齢社会到来は何十年前から、言われておりました。私自身、大した意識もせず今日に至っています。

原点を各人が本気で認識して頂ければ「地域福祉」の諸問題解決の原動力になります。

岩見沢市保健推進会 理事 鎌田 清美

保健推進の長期の目標として、「保健推進委員の活動により、健康に関する意識が高まる地域が増えること」とあります。

地域の活動を推進する中で、色々な視点から支援を必要とする軽度の高齢者や単身世帯等が急増していますが、残念なことに各地域での保健推進委員の活動の認知度が低く、活動に地域の差が感じられます。

地域に住む方々の人間関係の希薄さを改善することが、健康を改善することになると考えます。

見えない一人ひとりの思いをつなげる対話ができる場所の必要性が、ソーシャルキャピタルを高めていけるのではないかと思います。

健康と福祉を高める市民会議 委員長 中村 尚武

健康と福祉を高める市民会議は、市民の福祉を考える会として、平成6年に発足し、以後福祉だけでなく、健康な市民の育成を考え、発足時の会名の前に「健康」を付け、現在の会名となりました。

本会の年間行事は大別して、ウォーキングとセミナーであり、市民の健康維持・増進や食の改善等を目標として、ウォーキングの集いは平成14年より毎年6月に実施し、年1回のウォーキングが即、健康維持に効果があるのでなく、皆さんで語らいながら、多少の辛さを耐え、緑多い大自然の中で心地よい汗を流したあの爽快感を心に残し、日常生活の中で、極自然に取り入れ、健康な体の育成に役立てていただくことが、最大の目的で、今後も実施を継続していく予定です。

セミナーは、平成7年より開催し、毎回著名な方々を講師としてお招きし、毎年10月頃に実施していますが、市民一人ひとりの意識の中に健康や社会生活の重要性を幅広く身につけていただき、健康で住み良い生活環境の構築を目的に健康づくりや生きがい、自分自身のストレスコントロール、病気に対する知識や注意、食物の重要性、人との支え合い、優しいコミュニケーション、等々、数多くの講演を実施してきましたが、一人として同じでない、性格、生い立ち、生活環境、考え方の違い、の人々が住む社会で、事故や事件もなく、安全・安心に暮らせる、人間関係の大切さと福祉という言葉の奥深さを痛感しつつも、今後も、委員一同一丸となり、市民のためになる事業の開発と発展に努めて参ります。

いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議 代表 東海林 公子

この度、策定委員会に参加することで「地域福祉」に対する考えが大きく変わりました。

従来より、「福祉」は高齢者、障がい者、子どもなど、困っている人に対する支援という考えを強く持っていました。

今回、委員の方々の意見を拝聴することにより、福祉は特定な人を対象とするのではなく、地域で生活している人、一人ひとりが持てる力を出し合って、支え合うことで、みんなが明るく生きていける福祉社会が築けるのだということ学ぶ機会になりました。

今までの狭い捉え方から脱却し、もう一度、この地域福祉計画を見直してみますと、「福祉」の考え方が網羅されていて、素晴らしい計画だと思います。

この計画に沿って、行政、地域の方々が力を合わせて進めることにより、「住みよいまち」の実現につながると確信しております。

**岩見沢市生活サポートセンター
センター長 湯澤 真吾**

岩見沢市生活サポートセンターりんくには、生活・就労・家族関係や引きこもりの相談など、様々な相談が寄せられ、課題を複数抱えている方も多いです。また、ご自身では気がつかない問題なども誘発しており、問題が起こった時点で相談につながれば、それほど複雑でないことも、時間が経過することで複雑かつ課題解決が深刻化しているのが現状です。

困りごとの原因は、もしかするとその方自身の問題かも知れませんが、起こってしまった困りごとは残念ながら、その方自身や家族だけでは解決が難しいことが多いです。ありきたりではありますが、ほんの少しだけ、ご近所に気を配り、困っている人がいれば、声をかけ相談にいくようすすめてみていただければと思います。どれほど素晴らしい計画や取り組みも、「ほんの少しだけ、ご近所のことを気にかける」ことにはかないません。より暮らしやすい岩見沢を私ども含め一緒に作っていただければと思います。

**岩見沢商工会議所
副会頭 北市 宗三**

これらの計画を推進するには、しっかりとした経済基盤が必要であり、企業も、育児や介護休業のあり方も含めて、働き方改革を求められているように考えます。

しかし、これらのことは、企業単独ではなかなかできず、社会全体で、しっかり構築しなければと考えます。

もう1点は、今回の計画の実行には、ある程度安定した財源が必要であり、これらの社会保障の重点化・効率化をしっかりと図っていただきサステナブルな形で、是非とも進めていただきたいと思います。

**岩見沢市校長会
会長 土田 雅満**

この度、岩見沢市の地域福祉推進のための「青写真」ができあがりました。これを推進していくのは、市民、事業者、行政であります。市内15の小学校、10の中学校、そして市立緑陵高校の校長からなる岩見沢市校長会としては、「未来のよき岩見沢市民」を広く社会に排出する使命を自覚し、本計画案を踏まえた福祉教育等の充実を図って参ります。

とりわけ、市民が相互に「助け合い、支え合う」ためには、生命尊重・人権尊重の精神や思いやりの心、さらには自分と相手との違いを認め、共に知恵を出し合い課題を解決していく資質・能力の育成が欠かせません。一人ひとりに備わっている命の輝きに目を向けながら、「多様性」を地域の財産として受け止め、「共に生きていく」決意を固める児童生徒の育成をもって、本計画の基本理念の実現に貢献して参りたいと思います。

公募委員
橋本 啓子

岩見沢も他の市町村と同じく少子高齢化が進む中、行政の取組案を掲げ、住民の差・意識の差を改め、近所付き合いが命を守ると言われますが、地域差もあり、昔のままのとらまえかたではなかなか難しいのが現実かと思います。

それぞれの所属団体の取組み案が出来上がり、今後定期的に「計画→実施→検証→改善」をすることで、誰しもが「住みやすい街」と市民が感じるようになることと思います。

その為には、行政だけの取組みだけでは限界もあると思います。市民一人ひとりが他人ごとと捉えるのではなく、積極的に福祉活動への参加が必要と感じます。

「皆さんが今できる小さなことから始めてみる」ことで、岩見沢に住んで良かったと思える街につながると願っている一人です。

公募委員
佐藤 昌子

一般的に「福祉」というと、生活上さまざまな困難を抱えておられる方々に対する「公的支援」というイメージが強いのではないのでしょうか。しかし、本来「福祉」とは、「幸せ」や「豊かさ」を意味することばだそうです。従って、「地域福祉」がめざすところも、特定の人だけのものではなく、地域で暮らす、すべての人々にとって、幸せにつながるものでなければならないでしょう。

では、「地域福祉」を充実させるためにはどうすればよいのでしょうか。勿論、支援が必要な方々への公的支援や、福祉サービスの充実は不可欠ですが、我々市民にも福祉の担い手として、できることや役割があるようです。例えば、積極的に福祉に関わるボランティアに参加することも一つです。しかし、誰もがすぐに参加できるとは限りません。その時はどうすればよいのでしょうか。まずは、一人ひとりが「地域福祉」に関心を持つこと。そして、小さなことからできることを、一つずつ行動に移していくことだと思います。

日々の生活は流動的です。したがって、我々も福祉の「支え手側」だけではなく、「受け手側」になる可能性も持っています。「困ったときはお互い様」の気持ちで、地域の人たちが助け合いながら、よりよい「地域福祉」の実現を目指していきたいものです。

最後に、今回策定された「岩見沢市地域福祉計画」をもとに、市・関連機関・我々市民が連携し、一つでも多くの具体的な事業が実施され、岩見沢市が、「すべての人々が笑顔でいきいき幸せな日々を過ごせるまち」になることを願います。

公募委員
高岡 いづみ

暮らしやすい、地域社会の実現には、地域福祉計画の実効性にあると思います。これまでも充実した福祉政策であると思いますが、福祉サービスを必要としている人にはサポートがより確実に届くように、またサポートを出来る人にはその機会を作りやすくするなど、よろず屋的な窓口があると市民にとって利用しやすい、福祉をより身近に感じられるようになるのではないかと思いますのですが…。

市民アンケート等からの地域課題に取り組み、地域福祉計画の最終章にある「PDCAサイクル」を確実に機能させることで、より充実した地域福祉につなげられるのではと思います。

平成 28 年 5 月 25 日市長決定

岩見沢市地域福祉計画庁内連携会議設置要綱

(設置)

第 1 条 岩見沢市地域福祉計画の円滑な推進及び調整等を図るため、岩見沢市地域福祉計画庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連携会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩見沢市地域福祉計画の推進及び調整に関すること
- (2) 岩見沢市地域福祉計画の策定及び見直しに関すること
- (3) その他地域福祉の推進に関すること

(組織)

第 3 条 連携会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長、副委員長は健康福祉推進担当次長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は必要に応じて、別表に掲げる職にある者以外を委員とすることができる。

(会議)

第 4 条 連携会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長は、各分野の有識者等の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 連携会議の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(別表) 岩見沢市地域福祉計画庁内連携会議構成委員

◎は委員長 ○は副委員長

部署	職名
総務部	市民連携室長
	男女共同参画担当主幹
	防災対策室長
企画財政部	企画室長
健康福祉部	◎健康福祉部長
	○健康福祉推進担当次長
	健康づくり推進担当次長
	福祉課長
	高齢介護課長
	地域包括支援センター長
	健康づくり推進課長
	国保医療助成課長
	保護課長
経済部	商工労政課長
建設部	都市計画課長
北村支所	保健福祉課長
栗沢支所	保健福祉課長
教育委員会	指導室長
	子ども課長

(※組織機構編成順に表示)

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の 在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）

平成 14 年 1 月 28 日
社会保障審議会福祉部会

はじめに ー地域福祉推進の背景と必要性ー

（省略）

地域福祉推進の理念

（省略）

地域福祉推進の基本目標

（省略）

市町村地域福祉計画

（１）計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項としては、社会福祉法上、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項の３つが掲げられており、それを踏まえないければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら３つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加えて計画に盛り込む必要がある。

① 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

○ 地域における福祉サービスの目標の提示

- ・ 地域の生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検
- ・ 福祉サービス確保の緊急性や目標量の設定

なお、数値目標については、計画の内容を分かりやすくするとともに、その進捗状況を適切に管理する上で可能な限り客観的な指標を

掲げることが望ましい。定性的な目標の場合にも、目標の達成の判断を容易に行える具体的な目標とすることが望ましい。

○ 目標達成のための戦略

ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

- ・ 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保

イ 要支援者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立

- ・ 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備

ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

エ サービス利用に結びついていない要支援者への対応

- ・ 孤立、虐待、ひきこもり、サービス利用拒否などの要支援者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者などの活動、福祉事務所の地域福祉活動等の充実・支援

○ 利用者の権利擁護

地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○ 複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

- ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援

○ 福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携方策

③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

○ 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援

- ・ 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

○ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

- ・ 地域住民、サービス利用者の自立

- ・ 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めること
による主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催
- 地域福祉を推進する人材の養成
 - ・ 地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の
発揮

④ その他

- その地域で地域福祉を推進する上で必要と認められる事項
 - ・ 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

(2) 計画策定の体制と過程

① 市町村行政内部の計画策定体制

- 地域福祉計画は、老人保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、
児童育成計画、その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・
保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があ
る。

そのため、行政全体での取り組みが不可欠であり、関係部局が一堂に
会した地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による
地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも
有効な手法の一つと考えられる。

- また、市町村が福祉事務所、保健所、市町村保健センター等を設置し
ている場合には、地域福祉計画の策定体制にこれらの組織や職員が積
極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師など
の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うこと
が望まれる。
- なお、地域福祉の積極的な推進を担うのは住民等の自主的な努力であ
るが、その自主性の発揮を側面から様々に援助する役割が必要となる。
このためには、例えば、市町村が住民等に一斉に広報するようなことに
加えて、小地域ごとに住民等間の地域福祉の推進に向けて中心的な役
割を担う者（以下「地域福祉推進役」という。）を見い出し、住民等に
対してこの地域福祉活動への参加を促すことが重要である。

② 地域福祉計画策定委員会

- 地域福祉計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当部局に地域
福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、
民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画

策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。

- 地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域の生活課題に精通し地域福祉に関心の深い者、その他関係者等の意見を聞くことや、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当である。
- また、地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要である。
- なお、具体的な地域福祉計画策定は、平成15年4月の社会福祉法の地域福祉計画条項施行以降、こうした準備が整った市町村から速やかに行われるのが適当である。このため、地域福祉計画策定委員会は14年度の早期に発足することが望ましい。

③ 地域福祉計画策定方針の決定

地域福祉計画策定委員会は、平成14年度中においては、都道府県が示す地域福祉計画策定ガイドラインを勘案し都道府県と調整しつつ、住民等の主体的参加を実現するため、地域住民同士の交流会、関係団体も含めた懇談会、ヒヤリング、アンケート調査等を実施し、地域福祉計画に住民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映させる旨の策定方針を定める必要がある。

④ 地域福祉計画の目標の設定

地域福祉の推進を具体化する上での個別施策については、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要がある。

このため可能な限り数値目標を示すことが望ましいが、地域福祉を推進する施策の中には、数値目標になじまないものもあるため、定性的な目標設定がなされることがある。しかし、その場合でも計画の目標は具体的であることを旨とすべきである。

なお、計画の目標設定を支援するため、都道府県においては先行する市町村の事例を積極的に紹介するよう努めることが望まれる。

⑤ 地域福祉計画策定の手順

- 地域社会の生活課題をきめ細やかに発見することは、地域社会においてのみなし得ることであり、これを解決する方途を見出し、実行することもまた地域社会でのみ可能である。そのためには、住民等の主体的参加が欠かせないものであることを、まず住民等に伝えることが重要

である。

- 住民等の参加を得るためには、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要となる。例えば、地域の実情や必要に応じて外国語や点字、インターネットやケーブルテレビなどの多様な媒体による情報提供も考えられる。また、地域住民のうち、より多くの支援を必要とする人々ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした人々に対する情報伝達に気を配る必要がある。
- こうした活動によって、住民等や要支援者自身が自ら生活課題を明らかにするための調査（いわゆる「ニーズ調査」）に参加したり、要支援者と他の住民等との交流会に参加したりすることにより、地域社会の生活課題を自ら明らかにし、自ら解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要である。
- このような住民等による問題関心の共有化への動機付けを契機に、地域は自主的に動き始めることとなる。こうして住民等が、地域社会におけるより多くの生活課題にも視野を広げ、自ら主導的に活動し続けることが地域福祉の推進につながっていく。

⑥ 市区町村社会福祉協議会の役割

- 地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。
- なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。

⑦ 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は児童、障害者、高齢者まで幅広い社会福祉の専門機能を有している。今後も各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティアの受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されている。このため、社会福祉法人は計画策定に積極的に参加し、そのノウハウを活かすことが期待される。

⑧ 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員については、民生委員法により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされていることを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として地域福祉計画の策定に参加するとともに、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待される。

⑨ 地域福祉圏域及び福祉区の設定

○ 地域福祉計画は、市町村を単位として構想することが基本である。ただし、他の法定計画等との整合性の確保や個々のサービスの性格等にかんがみ必要に応じて圏域を設定することが考えられる。

○ また、地域福祉計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合も含めて考える必要がある。

具体的には、人口、面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して地域福祉計画を策定することは差し支えないこととするべきである。この場合において、個々の市町村が従来行ってきたきめ細かなサービスが引き続き実施されるよう配慮することが望ましい。

○ 人口規模の大きな市町村や相当の面積を有する市町村においては、地域福祉を推進するに当たり、管内を複数に分割する（例えば、政令指定都市における区単位）など、地域の実情を十分に汲み取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましい。また、人口、地理的条件、交通等を総合的に検討する必要があるが、地域住民の生活に密着し、また、一定の福祉サービスや公共施設が整備されている区域を「福祉区」として、住民参加の体制を検討していくことも考えられる。

⑩ 計画期間及び公表等

○ 地域福祉計画の計画期間は、他の計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。

○ 市町村は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。

また、この計画評価委員会は、地域福祉計画の策定・実施との継続性を確保するために地域福祉計画策定委員会と同一の委員とすることも考えられる。なお、計画評価委員会においては、苦情解決やオンブズパ

ーソンなどの外部評価情報をも積極的に評価の参考とすることが望まれる。

- 計画は、策定後速やかにその内容を公表し、都道府県に提出することとする。都道府県は、これを情報提供の素材とする。

⑪ 他の計画との関係

○ 地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係

現状では、高齢者、障害者、児童といった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらとの整合性及び連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、市町村及び都道府県のそれぞれを主体に、「地域住民主体のまちづくり」や幅広い地域住民の参加を基本とする視点を持った地域福祉計画を導入する必要がある。

さらに、障害者、児童に係る計画が未策定の場合には、地域福祉計画の策定に併せて連携を図りつつ策定されることが望まれる。

○ 法定計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる場合については、その既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

なお、地域福祉計画と既存計画の重複する部分については既存計画が優先されることが適当である。

○ 法定外計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画でない計画（法定外計画）の対象分野が重なる場合については、その既定の法定外計画の対象範囲が明確であり、かつ、住民参加を始めとして地域福祉計画に準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

○ 既存地域福祉計画との関係

市町村において「地域福祉計画」等の名称を付した計画が既に策定されている場合には、その計画が法定の地域福祉計画において定めるべき事項が盛り込まれており、かつ、それに準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の計画をもって社会福祉法にいう地

域福祉計画とすることができるものとすることが適当である。

⑫ その他

- これまで述べてきた地域福祉推進の基本的な考え方にかんがみれば、地域福祉計画はステレオタイプで形式的なものに留まるものではなく、加えて、外部のコンサルタント会社に策定を請け負わせるようなことがあってはならないことは当然である。
- 地域福祉計画の策定、実行等に当たって必要となる経費については、その調達を固定的に考えるのではなく、豊富なアイデア、多様な財源や資源を前提とすべきであり、財源難を理由に地域福祉計画の推進が消極的になったり停滞することのないように配慮すべきである。

都道府県地域福祉支援計画

(以下、省略)